

平成18年度 第2回豊田市都市計画審議会 会議録

開催日時：平成19年2月15日（木） 午後2時00分～午後4時00分

開催場所：市役所 74委員会室（南庁舎7階）

出席委員：園田 昌康 神谷 和利 天野 弘治 松井 正衛
（敬称略） 湯本 芳平 伊豆原 浩二 成瀬 治興 伊藤 葉子
甲村 茂 河木 照雄 板倉 正志 亀井 謙一
竹尾 清 小林 永知 伊藤 久義
原田 和躬（代理 松田 正和） 船木 峰雄

以上 17名

事務局出席者：吉橋都市調整監、

都市計画課 小野田課長、羽根主幹、三田副主幹、板倉副主幹、
栗本係長、酒井係長、勝野主査、外山主査、大澤主査、岡田主査

（開会時間 午後2時00分）

会議の公開及び傍聴の案内

司会

皆様、大変お待たせいたしました。私は都市計画課の板倉と申します。

議事に入るまでの間、お手元の次第に沿って会議を進めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

1 開 会

司会

本日は、大変お忙しい中、都市計画審議会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。

ただいまから、平成18年度第2回豊田市都市計画審議会を開会させていただきます。

審議会成立条件の報告と今審議会の出席状況の報告

○司会

最初に審議会成立条件の報告をさせていただきます。

本日は、20名の委員のうち、現在、17名の委員の方にご出席をいただいております。

本日、議決事項はございませんが、規定により、本日の審議会が成立していますことをご報告申し上げます。

それでは、これより議事の進行を会長の伊豆原委員にお渡ししたいと思います。

2 会議録署名者の指名

伊豆原会長

それでは議事に入る前に、まず会議録署名者の指名をさせていただきます。前回もお願いしましたけども、50音順にお願いするということでございますので、きょうは伊藤久義委員と、それから伊藤葉子委員にお願いしたいというふうに思っております。

後ほど、また事務局の方から議事録を持ってまいりますので、よろしく願いいたします。

3 議 題

議題1 豊田市都市計画マスタープラン策定の状況報告

○伊豆原会長

それでは、議題に入りたいと思います。

きょうは、お手元の次第にありますように2つの議題が用意されております。

まず、1つ目の豊田市都市計画マスタープラン策定の状況報告ということでございますので、事務局の方からご説明をお願いいたします。

○事務局

失礼いたします。都市計画課の勝野一城と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、議題であります豊田市都市計画マスタープラン策定の状況報告について、ご説明させていただきます。

ご報告させていただく内容につきましては、今年度策定しております「藤岡地区 地区別構想（原案）」でございます。

説明に入ります前に都市計画マスタープランの策定経過の概要についてご説明させていただきます。

まず初めに都市計画マスタープランの位置づけと役割についてご説明させていただきます。

都市計画マスタープランは、都市計画区域内における将来の土地利用などのあり方を示すものであり、都市計画法に基づくものでございます。

第7次総合計画などの上位計画に即し、都市計画に関する基本的な方針を定めるものでございます。

目標年次は、将来の都市像を見据え、2017年・平成29年としております。

都市計画マスタープランの構成は、大きく全市構想と地区別構想で構成されております。

全市構想では、基本方針として都市づくりの目標や将来都市構造などを明らかにするとともに、各部門別の方針を位置づけます。

この全市構想については、平成15年度に旧豊田市域を対象に素案を策定済みであり、今後、現在策定中の第7次総合計画と調整を図り、必要な追加修正を加えてまいります。

また、地区別構想につきましては、旧豊田市20地区に、合併により加わりました藤岡地区を加え、各地区ごとのまちづくり方針をお示しします。

本日は、この藤岡地区の地区別構想（原案）について、後ほどご説明させていただきます。

ここで、都市計画マスタープランの策定経過についてご説明させていただきます。

都市計画マスタープランは、平成14年度から改訂作業を始め、平成14年度には旧豊田市内5,000人の方を対象にした市民アンケートを実施し、課題の整理を行いました。

平成15年度には、全市構想（案）を検討し、都市計画審議会において全市構想（案）のご報告をさせていただきました。

平成16年度には、旧豊田市内20地区の地区別構想（案）の検討を行い、都市計画審議会においてご報告をさせていただきました。

皆様のお手元にある、こちらが旧豊田市内の地区別構想（案）の資料でございます。また、後ほどご覧いただければと思います。

平成17年度4月には、市町村合併をいたしました。

これによりまして、新たな第7次総合計画を平成17年度から19年度にかけて策定することになりました。

これを受けまして、都市計画審議会でご了承いただきましたように、都市計画マスタープランの公表時期を平成19年度に変更することといたしました。

そして、今年度、平成18年度は合併により加わりました藤岡地区の地区別構想（案）を検討するため、藤岡地区にお住まいの20歳以上の男女250人の方を対象に市民アンケートを実施し、構想（原案）を検討してまいりました。

この内容につきましては、後ほどご説明させていただきます。

次に、今後の予定でございますが、平成19年度には第7次総合計画を踏まえた将来都市構造や土地利用構想など全市構想の追加・修正を行います。

そして、策定委員会・懇談会でご審議していただいた上でパブリックコメントを実施し、平成19年度末に公表をさせていただく予定をしております。

ここで、都市計画マスタープランの対象区域についてご説明させていただきます。

資料の方は2ページをお開きください。

平成17年4月の市町村合併に伴いまして、地域が約290平方キロメートルから、約918平方キロメートルに拡大し、現在、豊田都市計画区域と藤岡都市計画区域の2つの都市計画区域が指定されております。

都市計画マスタープランは、都市計画区域内の将来の土地利用などのあり方を示すものでございますので、豊田都市計画区域と藤岡都市計画区域を対象としております。

また、都市計画区域外においては、将来、土地利用の整序の必要性が生じた場合には、準都市計画区域等の検討を行い、都市計画マスタープランの対象区域といたします。

それでは、ここから地区別（構想）の21地区目となる藤岡地区 地区別構想（原案）についてご説明をさせていただきます。

まず初めに藤岡地区の概況についてご説明させていただきます。

藤岡地区は、平成17年4月1日に旧小原村、足助町、下山村、旭町、稲武町の6町村とともに豊田市と合併をいたしました。

薄紫を赤い線で囲んだところが藤岡地区となります。豊田市の北部に位置し、岐阜県土岐市、愛知県瀬戸市に隣接しております。

前方のスクリーンの図面は、藤岡地区の土地利用の現況図でございます。

緑色が山林となっており、藤岡地区の約70%を占めております。

地区の東には矢作川が流れ、比較的緩やかな山間地の地形から、里山の自然風景が多く残る緑豊かな地区となっております。

現在の主要な産業は自動車関連産業となっておりますが、過去には瀬戸市と同様に窯業原料の生産で栄えた町でございます。

次に、人口の推移ですが、昭和50年には約5,900人だった人口は、自動車関連産業の立地に伴い、昭和55年以降、急激な人口増加をたどりました。

特にバブル期前後の昭和60年から平成7年の間には急激な住宅開発が進み、人口も著しく増加しました。平成17年現在では1万9,101人となっており、近年の増加傾向は鎮静化してきております。

こうした藤岡地区の概況を踏まえ、藤岡地区の地区別構想を策定するにあたり、藤岡地区にお住まいの方々250人を対象に、地区の現在のイメージと将来の希望についてアンケートを行いました。

この結果は、お手元の資料3ページ中段に記載されております。

藤岡地区にお住まいの皆さんは、自分の住んでいる地区について「現在どのようなイメージを持っているのか」ということと、「将来どのような町になってほしいのか」という希望をお伺いしました。

まず、現在の藤岡地区のイメージとしては、「水と緑に囲まれた自然環境と共生するまち」「農業が盛んで田園風景の美しい町」が高くなっております。

また、将来の希望としては「今後も水と緑に囲まれた自然環境と共生するまち」「教育・福祉環境の整った町であるとともに、道路や公園が整備された閑静な町」となることが望まれております。

続きまして、お手元の資料4ページの左側に記載されております藤岡地区の現況についてご説明させていただきます。

現在の土地の利用についてですが、北部では山林が多くを占めており、主要な道路沿いに集落、農地が点在しております。

中部の飯野地区では、藤岡支所を中心に古くからの集落が広がっております。

また、国道沿いには商店が点在しており、国道の南東側には工場が点在しております。

南部については、インターチェンジがあり、その東側に既成市街地が形成されております。

道路については、地区を国道419号が縦断しており、1日に約2万台の交通量がございます。

このほか瀬戸市と結ぶ県道設楽線などの幹線道路があり、また南端には東海環状自動車道と猿投グリーンロードが整備されております。

緑地については、北部にはめぐみの森キャンプ場、南部には昭和の森や緑化センターがございます。

次に、藤岡地区における都市計画決定の状況についてご説明をさせていただきます。

藤岡地区では、昭和55年前後からバブル期の地価の上昇に伴い、南部から北部の山林において無秩序な住宅地開発が進みました。こうした状況を受け、愛知県が平成6年4月に旧藤岡町全域の6,558ヘクタールを都市計画区域に指定いたしました。

その後も開発が進んだため、さらに開発圧力をコントロールするため平成12年4月に線引きを行い、西中山の既存市街地とアイシン・中央発條・西広瀬工業団地の一部の計203ヘクタールを市街化区域に指定し、それ以外を市街化調整区域といたしました。

都市計画道路につきましては、平成3年3月に東海環状自動車道、藤岡インター線、豊田多治見線の決定をいたしました。

このうち、東海環状自動車道と藤岡インター線、豊田多治見線の一部については、平成17年3月に供用を開始しております。

また、都市計画公園については、民間開発に伴う公園を街区公園として11カ所決定し、供用されております。

続きまして、藤岡地区の課題についてご説明させていただきます。

資料は、4ページの右側に記載されております。

地区の北東部については、地区の多くを占める山林の保全、谷あい広がる優良な農地の保全、集落環境の保全、居住環境整備の検討、生活交通の充実が課題となっております。

交通面においては、飯野地区を中心に豊田市の中心市街地に向かう国道419号と県道の交差点における渋滞の緩和が課題となっております。

また、既存の市街地や小規模開発住宅地では、歩行者の安全確保や自動車交通の円滑化、安全な避難経路確保の観点から、住環境の改善も課題となっております。

東海環状自動車道の開通に伴って、豊田藤岡インターチェンジ周辺での「適切な土地利用の誘導」も課題となっております。

自然環境との共生の観点からは、矢作川や飯野地区に対応していくことも重要ですが、地区の資源を再発見し、まちづくりに活かしていくことも必要です。

そこで、アンケートなどから寄せられた藤岡地区のまちづくり資源について説明いたします。

お手元の資料は5ページの左側となります。

地区全体としましては、猿投山、三国山を象徴とした緑豊かな山林や田園風景があげられています。

また、地区固有の資源としては自然的なものとして、矢作川を初めとする河川や豊かな生態系を持つ里山の自然環境、東海自然歩道があげられています。

そのほかにもふじの回廊、川口やななどの施設も資源となります。

このほかにも多くの資源があると思いますが、まちづくりを進めていく上で重要な資源となっております。

ここで、これまで説明しました地区の課題や、まちづくり資源に基づき、地区のまちづくり方針について説明させていただきます。

お手元の資料は、5ページの右側となります。

ここで、藤岡地区のまちづくり目標を確認しておきたいと思います。この目標は、藤岡町時代の総合計画を基本に掲げております。

大きなまちづくり目標は、「夢と出会いと活力の「ふるさと」ふじおか」となっており、

その下に快適な暮らしと環境を守る暮らしの整備など、6つの具体的な目標を掲げております。

この目標の実現を目指し、藤岡地区のまちづくりを進めていく上でのまちづくり方針について、ご説明をさせていただきます。

お手元の資料は、6ページでございます。

まず、道路については交通渋滞を解消するため、都市計画道路豊田多治見線、国道419号など、主要な幹線道路の整備を進めます。

また、既成市街地や既存集落内の生活道路の整備や公共交通の充実を図るため、生活交通確保の検討を進めてまいります。

また、藤岡地区は山林が7割を占めるなど、緑豊かな地区でありますので、めぐみの森、石畳広場、木瀬ダムなどの拠点をつなぐ水と緑のネットワークの形成を図るとともに、市街化区域内において新規公園の整備を進めます。

藤岡支所周辺では、地域核の形成を図ります。特に国道419号の交差点改良を行うとともに、飯野川の環境整備など、藤岡地区の中心としてのまちづくりを進めます。

次に、北部方面では、優良農地や集落環境を保全してまいります。

矢作川については、水に親しめる環境整備を進めます。

豊田・藤岡インターチェンジ周辺につきましては、工業系の適切な土地利用の誘導を図るとともに、市街化区域内の規定市街地の住環境の改善を図るため、地区の道路整備や地区計画などの検討を進めてまいります。

以上が藤岡地区のまちづくり方針（案）でございます。

今回ご説明させていただきました藤岡地区の地区別構想（案）につきましては、都市計画マスタープランに反映させていただき、平成19年度のマスタープラン公表の後、都市計画マスタープランの計画実現に向けた事業の展開を市民と共働しながら進めてまいりたいと思います。

最後に、議会の審議会の予定でございますが、第7次総合計画や愛知県が策定している都市計画区域マスタープランの調整を図ってまいります。

そして、将来都市構造や土地利用構想、新たな人口フレームを踏まえた新市街地フレームや土地利用・市街地整備・交通体系・緑地整備などの部門別方針について、必要な追加・修正を図った上で案を作成してまいります。

これを受けまして、来年度、都市計画審議会でご報告をさせていただく予定でございます。

説明は、以上でございます。

○伊豆原会長

はい、ありがとうございました。

豊田市都市計画マスタープランの藤岡地区の地区別構想について、今、ご説明をいただいたわけですが、基本的な方針を決めていくというマスタープランでございます。今日は、まだ途中経過の報告でございますので、是非いろいろなご意見なり、建設的なご意見、ここはこういうふうにと考えたらどうだというようなご意見をいただけたらありがたいと思っております。

ご質問等もあるかと思しますので、どこからでも結構でございますので、お気づきの点がありましたらお願いしたいと思います。

松井委員

今、説明の中で藤岡インター周辺における適切な土地利用誘導という話がありまして、工業系でという話があるんですが、ここら辺について、ちょっと執行部の方でもうちょっと、今、現状がどうなのか。ちょっとその辺を教えていただけませんか。

事務局

都市計画課の羽根と申します。よろしく申し上げます。

土地利用計画図、方針図をちょっと出してもらえますか。お手元の資料のまちづくり方針図、一番最後のA3の図面になるかと思いますが、今、松井委員のお話なんですけれども、藤岡インターのこの周辺ですね、1キロについて、都市的な土地利用を都市整備部の中の開発審査課というところがありまして、土地利用方針の中で1キロ以内についての工業の民間の開発については、開発許可を認めていこうという方針を土地利用対策会議で出ております。それでそういう開発が民間である場合については、市としても支援していくという方針を打ち出しておるところでございます。

松井委員

今、民間でという話がありまして、例の都市計画法の34条1項10号のイが、廃止になるということで、これは今後、地区計画みたいな形で進めていかれようとしているのか。その辺の現状と今後について、お伺いします。

事務局

今、お話がありましたように34条の10号のイというのが5ヘクタール以上の開発が、この秋から、だめになるということですが、インター周辺、土地利用の場所を限ってそういう工業系の用地については、地区計画を合わせて開発を認めていこうと、今、愛知県の方もガイドラインをつくって検討をしておる最中ですから、それと整合を取りながらやっていきたいと考えております。

産業については、余り足かせをきつくしないような形で誘致をしていこうということも今、考えております。

ただ、住宅については適切な場所というのがありますので、どこもかしこもということではなくて、駅の周辺だとか、一体的な市街地形成という、そういう思想のもとに、愛知県のガイドライン等を参考にしながら、今、鋭意、検討しておるところでございます。

松井委員

今、ご説明があった34条8の2のいわゆる地区計画の策定というのが、今までなかなか県の認可、あるいは知事の承諾というんですか、そこら辺でハードルが非常に高かったわけですね。だから、なかなか地区計画の事例がないんですよ、今まで。

だから、そこら辺が今、県との調整の中で、このガイドラインで、ハードルが下がるの

かどうか、今後の方向性も含めて再度、質問いたします。

事務局

今、検討中ですが、松井委員の言われるように、当初5ヘクタール以上でないといけないという、大きな面積の足かせがありました。今、1ヘクタールまで面積要件を絞って、もう少し緩やかにしていこうという方向が今、検討されていると聞いております。豊田市もそちらの方向で今、調整を取っているところでございます。

○伊豆原会長

よろしいですか。

はい、ほかにご質問でも何でも結構です。

亀井委員

ほかの地区でもありますが、地域振興施設、要するにここは地域核というのが、どこの地区にも設けられているわけですが、一体ここで言う地域振興施設というのは、具体的にどういうイメージのものなのか。

民間に任せる、あるいは誘導するもの、それから公共施設としてやろうとしているもの、もうちょっと具体的に、ほかの地区のことも思い浮かべながらイメージを固めて理解したいと思うんですが、教えていただけますか。

事務局

まず藤岡のことをちょっとお話をさせていただきますと、平成17年4月の合併に伴って、この藤岡町役場が支所になったということでございまして、今、改訂中の第7次総合計画の中でも、この藤岡の支所の回りは地域核というふうになっております。

下山、足助、稲武、旭、小原、それぞれ地域核という位置づけがされておりますが、藤岡は当初、合併する前は飯野の地区で区画整理事業をやろうということで、いろいろ藤岡町時代に動いておったんです。その要は拠点をつくるという、地域核をつくるというのは、面整備だとか、いろんな施設をつくっていくということが一つの核になるんですが、なかなかそれは難しいという状況があります。この藤岡の飯野地区については、役場周辺で一番皆さんが困ってる、この交差点改良を含めて419号と瀬戸設楽線という県道ですね。瀬戸の方から来る、この瀬戸設楽線という県道の交差点で朝晩非常に困っているという実態がありますので、区画整理事業によらない、そのほかの整備手法を用いて、今、飯野のまちづくり協議会と協議をしております。また支所の方もちょっと古くなっていますが、このあたりの中央公民館とか、体育館とか、それから藤岡の交流館というのがありますが、やはり藤岡の地域では一番核になるところなんですね。いろんな施設が集まって。ですから、その地域核というのは、そういう施設がいろいろ集まっているところを言うのですが、そういう再整備も含めて、今、まちづくり協議会とやっています。

ほかのところも足助も含めてなんですけれども、ほかの地域についてもどういう形で、その地域核を整備していこうかというところは、それぞれの地域会議というのがございますので、そちらの方と今、協議しています。それぞれの資源というのは持っていますので、

それを生かした形での整備計画をこれからつくっていくというところでございます。

旧豊田市の市内においては地域核という、今、中心市街地と、それからトヨタ自動車の本社のある、あれが産業技術核という大きな拠点がありまして、それと高岡の若林周辺ですね。それから、上郷の駅。それから、高橋の交流館、それから猿投という大きな地域拠点核という、地域核のもう少し人口が集積してるところがありまして、それと松平を初め、下山、足助、稲武、藤岡、旭、小原という地域核、そういう都市構造を今、豊田市の特色である地域分散型の、地域分散だけでもある核に一体的な市街地というか、ある程度まとめて発展していくというような都市構造というのを総合計画の中でつくっておりますので、その一環で今いろいろ動いておるといいうところでございます。

亀井委員

例えば、道路について言えば、ここの場にふさわしい話題かどうかかわからんですけども、田舎は一本道で周回路とか、そういう近道がないわけですね。ここで見るように、とにかくわっと、その交差点を集中して、言ってみれば交差点の回りの地域核になるあたりは、通過車両の通り場になってしまう。

本来、利用したい人が行き着くには、とてものことじゃないが渋滞に巻き込まれてしまうということが私の住んでるトヨタの本社の近くでもあるわけですね。

ここの場で審議されるかどうかかわからんですけども、特に田舎の場合には、迂回路というのがないだけに通過車両の逃げ道、それから拠点の利用したい医療機関だとか役場だとか、そういうものを利用したい本来の地域核を利用したい住民の便宜を図る道路の交差点、そういう道路の通過車両の逃げ道というようなイメージもこの地域核を考えるときには配慮しておく必要があるんじゃないかなというふうに一つ思いますね。

まあ、道路だけのことじゃないんですけども、特に田舎の場合には近くて遠い田舎の道で、どこに行くにしても遠い。藤岡地区の全体の面積から言えば、大変な道のりをみんな車で寄り集まって来なければいけないだけに、そういう配慮をぜひ考えていく必要があるんじゃないかと思います。

○伊豆原会長

今のお話のご意見として承っておいたらいいかと思います。策定委員会の方で、まだご検討中だと思いますので、大変いいお話をいただきました。ご意見として、亀井委員、よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

湯本委員

先ほどのご説明の中で、アンケートが250人というお話だったんですけども、人口が約2万人の中で250人の方からのアンケート。回収率はちょっとわかりませんが、もう少しアンケートをとってもいいんじゃないかなということを感じました。ちょっと専門的には、それで十分だよというお答えがあるのかもしれませんが、といてますのは私の知人、結構藤岡の人が多くございまして、彼らから豊田市に合併したときに豊田になったということへの期待と、豊田になったんだからここはやってくれるんじゃない

かというような思いが、かなり来るんですね。

そういったときに、どんなことが来るかという、さっきちょっとお話ありましたけど419号の混雑をどうにかしてもらえないかなというのとか、それから中学に通う子どもたちが西中山の方から藤岡中学校の方に北上してくる。高校生は、北から南に今度は豊田方面に来ると、小さな歩道の中でぶつかり合いながら自転車通行をしてる。

ぶつかって危ないで車道に飛び出て、また行くと、また入るとか。このようなことが頻繁に行われている道路が419号のあの藤岡中学校から中山ぐらいの間に至るところにあるというふうなことを考えますと、ああいったまちづくりというのは全部やっていかないかんでしょうけども、あの坂でまずせめていかないかるところがあると思うんですね。そういったことをまず、まだこれから多分決めていかれることなんでしょうけれども、そういった優先順位的なものも欲しいなというふうに感じます。

事務局

アンケートが数が250ぐらいで、ちょっと少ないんじゃないかという話ですが、確かにちょっと少な目かなというふうに私どもも感じております。

ただ、ほかの20の地区も、旧豊田の市内ですけどももう既に終わってるところがございまして、そちらの方と同じような割合でアンケートの方をやらさせていただいて、この結果だということでお許しいただけないかなというのが1点でございます。

それからもう一つなんですけど、今、湯本委員のおっしゃったように、やはり重点的に整備しなければいけないところというのは、藤岡の意見を皆さんの中で聞いておりますと、やはり国道419号、その評価をしっかりとってほしいという意見が、そのアンケートの結果の中で多くございました。

ただ、この419号は国道ですから、豊田市がなかなか手を出すわけにはいなくて、国・県の方と特に県管理の国道になりますので愛知県の方といろいろお話をさせていただいて、ちょっとわかりにくくて申しわけないですが、皆さんのお手元のところにこの国道419号のすぐ横に点々で太線で、グレイの太線が結んであるかと思うんですが、その419号については歩道も片側、西側にあったり東側にあったりして非常に通学路に指定してあるけれども途中で渡らなければいけないだとか。

それから、先ほど言われたみたいに歩道付近が狭いだとか、そういういろんな状況がありますので、この419号については何らかの形で評価をしていかなければいけないだろうというところは愛知県の方と共通認識を持って、今、ここの都市計画のマスタープランのまちづくり方針図の中に入れて今後愛知県の方と協議して、やっていくというところをこの方針の中にちゃんとうたわせていただいています。1月20日の懇談会にもそのような意見をいただきましたので、地域の皆さんに、そういうお答えをして帰ってまいりました。以上です。

○伊豆原会長

ほかにございませんでしょうか。

成瀬委員

今、聞かせていただいた、私もそれを質問しようかと思ったんですけども、そのアンケートはどのぐらい、どういう、どのあたりで、どのぐらいのアンケートの集計結果があるんでしょうか。全体からちゃんと抽出されておればいいんですけども、その辺のところはいかがでございますか。地区としての意見がいろいろ分かれておれば、それも知りたいということですね。

事務局

申しわけありません。そのデータは、今、手元にはないものですから、また改めてご返事をさせていただきたいと思います。

成瀬委員

はい、わかりました。結構です。

○伊豆原会長

今のご質問は多分、データの偏りが無いかというお話だと思うんですね。250が、数がどうかという問題よりも、地域に偏りがあるとですね、やはり意見も偏ってしまう。そういうことだと思うんですね。

成瀬委員

ただ、この結果をまとめられたやつを見ますと、かなりいろんなところで取られた形じゃないかなというふうに推察はできるんですけども、その辺がちょっとどうかなということをちょっと心配したものですから。

○伊豆原会長

そこらあたりはチェックしていただければと思います。。

事務局

一度、報告させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○伊豆原会長

ほかにございませんか。

天野委員

マスタープランを作成するという事は、現況を少し、もうちょっと正面から向いて把握をされておることが大事な部分ではないかというように思うんですけども、先ほど松井委員の方からも指摘があったインターチェンジの近所の土地の形状と申しますか、土地の状態がどうなっておるのかということをし少し認識もしていただきながら、それでなおかつどういうふうにするんだということをし少し説明をしていただかないと、皆さん方、委員さんわからない部分がたくさんあるんじゃないかというふうに思います。

それとですね、先ほども少し話が出とった拠点、核になるところを整備するんですよ

いうお話の中、人口でとらえて整備をするのか。じゃなくして、過疎の進んでおるところでも飯野地域が昔の拠点であったので、それで整備をしていくのかという話をすると、僕はどちらかといったら地域的にやらなければいけないのは、人口が集中しておるところへ、どういう施設を持ってきて核をつくっていくのかという、こういうことの方が大事じゃないのかというふうに思うんですけど、そこら辺のところはどうなんだということですね。

飯野川もそうですし、御船地域に流れ込む山田川なんかも汚染されておって少しも浄化がされていない。こういう部分もどういふうにして浄化をするのかということもきちんと都市マスなんかであらわす部分じゃないのかというふうに思っておりますし、今までが、事業化というのが無秩序に開発がなされておってですね、がけ地で一つ災害が起きれば大変なところがいっぱいありますし、排水なんかでも今回の予算で少しやっておられるみたいに、どこへ排水が流れていくのか、わけのわからん団地づくりがいっぱいなされて、こういうことをきちんとしないといけないんじゃないかというふうなことを少し委員の皆さん方にわかっていただいて、そこからどういふうにしていくのかという、総合的な考えで都市マスをつくっていただくということを方針を出していただければと。答えていただかなくて、要望なら要望でも結構ですけども。

○伊豆原会長

今のお話は、多分この3ページの必要度みたいところで随分うたわれているんだけど、その必要度の部分から見て将来の方針のところ、もう少しうたう必要があるのではないかと、こういうふうにおっしゃったと理解します。天野委員、そんなことでしょうか。

多分、現在今までの藤岡で開発された、または整備された開発ということ、整備ということちょっとおかしいですかね。藤岡町時代のいろいろな開発整備に対して、それを踏まえるのか、反省するのか。それはいろいろ書き方があると思うのですが、そこらあたりを踏まえた上で、どういうものをつくらうかということをもう一度整備してみるといいと、こういうふうなご提案だと思っております。そこらあたりはいかがですか。何か事務局の方で、はい、どうぞ。

事務局

一つは地域核のお話になるんですけども、藤岡に限らず合併6町村の地域核というのは、現在のところ支所のある周辺というとらえ方をしております。

特に、藤岡の人口集中というのは南の方に市街化区域がございまして、人口が集中しています。そこでも、やはり問題はありますね。道路が狭い、公園がない。やっぱり安全・安心という部分で、やはり計画的に区画整理をやったということではないもんですから、そういう問題も大きく出てきております。それは住民の皆さんのアンケート等もそういうような答えが出ておりますので、ちょうど中山の市街化区域の中にやはり5カ所から6カ所程度の公園も必要だろうというようなこともここにはうたってございまして、あとは開発された小さな団地等におきましても、天野委員言われるように安全・安心の部分、これも一番重要なことだと考えております。

ただ、なかなかそこまでの、まだ調査がされておられません。来年度、同じ都市整備部の

開発審査の方である程度の開発された団地の調査を行っていくということも聞いておりますので、そういう情報も踏まえながら計画づくりに反映していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○伊豆原会長

よろしいでしょうか。

そうですね、藤岡地区へ行きますと国道419号から一本ずっと小さな道路を入ると、急に住宅地が開けるなんてというところが大変多うございます。今のお話のように災害と申しますか、緊急時の避難場所とか、そういったものも含めて、もちろん上下水道等のインフラの部分、そういったものも含めて調査していただけるという予定でございますので、ぜひその調査結果を待ちたいと思ひます。それを生かしていただければと思ひます。よろしくお願ひします。

今の飯野川と山田川の浄化の話は、事務局の方で何かありますか。

事務局

公共下水の方が藤岡の南部の地域までは入っていきます。

それから北になりますと、やはり投資効果だとかいろんな面もございまして、なかなか公共下水がいくというのは、今は難しい状況にございまして。

個別の高度合併浄化槽という中で補助金も考えながら、そちらの方で今、対応していくというような方針を出しておりますので、今よりもよくなっていくだろうと。

それと、飯野川、あるいは山田川の整備につきましても自然工法等、環境に配慮したような河川の整備も踏まえていきたいというふうに考えております。

○伊豆原会長

はい、ありがとうございました。天野委員、それでよろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

船木委員

藤岡出身の船木です。いろいろと、いい方向のことでご提案いただきましてありがとうございます。

ちょっと関連で、今の川のことですけれども、こういうマスタープランの中で取り上げるレベルというんですか、例えば一級河川だとか二級だとか、そういった枠組みというんですか、基本的にそういうことがあるかどうかというか。

現実にこの中で問題というか、課題として上がってるのが、矢作川と飯野川ということで、言葉として上がってるんですけれども、実際にはレベルというか、程度というのはいろいろあるんですけれども、住んでる人からすると個別の川というものの浄化と申しますか、汚染されている要因というのは産業廃棄物だとか、そういったことで汚れる。あるいは、家庭雑排水というか、そういったことでの要因というのはいろいろあるんですけれども、実際に浄化する。きれいにしていくということが地元として、やっていかないといけないというのがあるんですね。行政と一緒にですね。

どういうレベルでそういったことが、どういう担当とかいろいろあると思うんですけども、その辺のマスタープランの中で取り上げるべき、そういう核ということと実際の展開として、どんなことで進めて、実行段階というんですかね。あとの経過の方でもあるわけですけども、その辺ちょっとお願いいたします。

○伊豆原会長

マスタープランで取り上げられる実際のまちづくりの中では、多分いろいろなことがあると思いますが、マスタープランではどうかということです。

事務局

マスタープランで取り上げれるというのは、今ある原案の中で河川や用地云々だとか、そういう環境整備等の話しか載ってこないかと思えます。

これに基づきまして地域の皆様が、地域会議の中でどういう整備の仕方をしていくのか。例えば飯野周辺になりますとまちづくり協議会の中でどういう整備の仕方をしていくのか。交差点を改良していきますと、当然川の部分も出てきます。そういったときに、あわせてどういう整備をしていくのか。そこで具体的なアクションプランという形になってくるかと思えます。

例えば山田川につきましても、例えば愛護協会みたいなものができて、その中でどうするんだという。それはやっぱり、地域会議の中での議論になってくるんじゃないかというふうに考えております。

船木委員

マスタープランの中に取り上げ、言葉として上がってないけども河川浄化とか、そういう趣旨からすると対象は。

事務局

これは5ページの地区別構想(原案)という中の 番で、具体的な取り組みという中で合併浄化槽の普及ですとか、その下へいきますと 番では飯野川、矢作川の環境整備。こういう部分で、例えばこの下に入れるなら「他の河川の環境整備」というような文言の入れ方は可能かと思えます。

亀井委員

若干関連なんです。

○伊豆原会長

はい、どうぞ。

亀井委員

今の河川の汚染ということで、一つはやっぱりいいことが書いてあるんだけども、やっぱりこの中には優先順位、着手する優先順位をつけてほしいなというふうに思います。

実は、私きょう午前中、平戸橋の谷あいの上鷹見小の前を流れてる一ノ瀬川の水質調査と汚染対策をやってきましたんです。そう大げさなことじゃなくて、小学生たちと一緒に竹炭を川に埋めて数カ月後にどう変わるか、また見ようという。きょう、実はその初日で川の状態をはかってみたんですね。まさに、名古屋市内の堀川と同じ汚染度合いなんです。周りは集落がほとんどなくて、藤岡もきっと「めぐみの森」だとか「里山」だとか美しい名前で自然環境に恵まれてると言うけども、結果は生活排水の垂れ流しで堀川と何ら変わらない自然環境になってる。たまにコンクリートで固めた護岸工事がしてあると、そこにはもう魚が住んでない。人間の横暴さが河川の中にあられてるんですね。

きょうは、そんな場じゃないんですけども生活環境維持という面での優先順位をマスタープランの中にも入れてほしいなというふうに思いました。細かい枝川で排水がどんどん流れてくる。結局、それが下流の方にそのまま流れてくるということで、田舎だから、里山だから美しいと思ったら大きな間違いで、実は、ほんとは物すごい汚れてるという実態をご理解してほしいなと思います。

○伊豆原会長

はい、ありがとうございます。

今のに関連して、はい、どうぞ。

成瀬委員

実はですね、私もやっぱりいるんなところで、汚すということで廃棄物の不法投棄、それが現在あるかどうかということ、それが今どういう状況になっているか。早く処理をするべきだったら、なるべく早くやった方がいいんですね。これ、だいたいまりますと、えらいお金の要ることになってしまうんで、その辺のところをやはりこの辺で、まずこの計画を立てる上で、やっぱりそういうことがないような地域づくりというのかな、そういうようなことを入れていただきたいと思うんですけど。

○伊豆原会長

何か、今のご発言に関連して、事務局ではどうですか。

事務局

この地域、まだたくさん土取りをやっております。実は、その土取りの後、どうなったかというのは非常にわかりづらい部分です。想像でものを言うことはできませんけども、どういうものがあとの処理のために入ってるかというのはちょっとわからない状態で、普通の砂が入ってるようなことはないかと思えます。

ただ、それが現実わからないというのが実態です。これは藤岡町だけではなくて、旧豊田市内の土取り場の跡というのは、そういう状況ではないかなというような想像をしておりますけども、実際にそれを掘って出したという、まだ個人の土地ですのでそういうこともできませんので非常に憂慮する問題だとは思っておりますけど、まだそこまで行政の手が実際は及んでいないという状況なので、委員の言われることは非常に理解できるんですが、なかなか難しい問題だというふうに思っています。

成瀬委員

ただ、その調査を何とかうまくやれる方法がないかということをお願いしたいと思います。

事務局

はい、わかりました。

○伊豆原会長

まちづくり協議会とお話しいただくときに私が思うのは、住民の方から問題提起がなされたら答えるとか、そういうことではなくて、逆に言えば今のお話のように、行政の方からも、こういう情報、こういう意見が出たと、またはほかの皆さんからも意見が出たのでそういうのはどうだという形で問いかけていただくと、いろいろ課題も見えてくるのではないかと思います。

ただ、優先順位をつけるのかどうかというと、これはまたいろいろ政策の中でやりいただくことになると思いますが、少なくともそういう方向で協議会の皆さんと話し合っただけだとよろしいのではないかというふうに思います。

ほかにございませんでしょうか、何かこうしたらいいとかですね、逆に言えばこのマスタープランをつくっていく上で、こういうところを気をつけて、こういうふうにしていくといいというような建設的なご意見もありがたいんですが、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

船木委員

地域会議の会長を賜っているというような関係もありまして、今、地域会議の中ではやっぱり藤岡の将来像っていうんですか、そういったことをビジョンづくりみたいなことで、ちょっと言葉としては大げさなところもあるんですけども、そういった打ち合わせというか、その検討をしている中でやっぱり先ほどちょっと出てましたが地域核のことですけども、確かに天野委員の言われるように人口というのは南部の中山の方に集中、深見、中山にかなり集中してるんですけども、やっぱり藤岡の飯野地区の思いというのは、やっぱりありましてご存じのように余り活性化されてないもんですから、何とかやっぱり地域核として活性化というか、そういったことをというようなことでいろいろ今、話をしています。

それと、河川の絡みもありまして、それから産廃、実は戸越峠と瀬戸との境のところ、要するに飯野川の上流になるんですけども、そこに産業廃棄物が相当埋まってまして、今、ペンギン村っていうボランティア団体、女性を中心にしたボランティア団体が担当しまして行政とか、いろんな人にも投げかけて、かなり上げているっていうんですか、そういったことで、そういう維持管理っていうんですかね。監視も含めて何とか上流で産廃とか、そういったものを捨てないような動きっていうんですか、その結果、下流の飯野川がきれいになっていくというふうなこと。

あるいは、支所の中心にいろんな空きスペースっていいですか、駐車場もあるもんですから、何とかそういったところで飯野のまちづくり協議会とも話をしながら、いろんなイ

ベントだとか、あるいは藤岡の緑豊かなそういった地形を生かしたウォーキングだとか、あるいは猿投山に行こうとかってというような、そういったことを今構想として描いてまして、そういった具体的にこういうふうにしていこう、していきたいというふうなことで、こういう基本的なマスタープランとを今後どういうふうに継ぐっていうんですか、していただけるのかなということは今まさに来年、再来年の予算に向けて検討しつつあります。その辺がまだちょっと見えてないところなんですけれども。

○伊豆原会長

私の立場でお答えできるかどうか、ちょっとわかりませんが、今のまちづくりの状況、具体的なまちづくりの方法やものといった、具体的にお話いただいたこととマスタープランの方向性というのと、どうマッチングすることができるかということですね。

事務局

アンケートも取らせていただいて、このまちづくりの方針の原案の中にいろんなコミュニティだとか、要は都市基盤だとか、いろんなことで方針を一応こうしたいなというものが出来て、出させていただいておりますが、例えば今、船木委員がおっしゃったように、その地域会議の中で、まだこんな視点が足りないぞだとか、こういうことの視点でこのまちづくり方針の中に挙げておくと逆にその地域以外にやろうとしてることが、うまくいくんじゃないかというようなことがあれば、この中に反映しておく、要は大きな方針ですけど具体的な事業をここに張りつけるという話ではないんですけども、大きな方針をそこによって都市計画のマスタープランにも位置づけてあるものだから、その具体化をするために地域会議でこういう動きをして、こういう事業を例えば市に要望していくようだとか、まちづくりの計画の中でそういうことを反映していきますよというふうに使っていただければ、逆にそれでよろしいかと思うんです。

これの今のメニューなり、この項目以外は一切、うちら受け付けませんだとかそういうことじゃなくて、逆にこれからうちの支所の方も地域自治だとか、地域会議だとか、地域のことは地域である程度計画をつくりながらやっていこうという方針を出させていただいておりますので、それをうまく使っていただくようなまちづくり方針（案）や、構想（案）でよろしいかと思っておりますので、また何かありましたら、また具体的にご相談いただければ、またご相談に乗れると思っておりますので、よろしく願います。

○伊豆原会長

よろしいでしょうか、ぜひそのようにしていただき、この中で相談していただくと、むしろ話がしやすいということだと思います。

他にございませんか。

よろしいでしょうか。

今日いただいたご意見、策定委員会の方にお伝えいただいて参考にさせていただくということをお願いしたいと思います。よろしく願います。

それじゃあ、次の議題に入りたいと思います。

議題2 豊田市景観基本計画策定の状況報告

○伊豆原会長

豊田市景観基本計画策定の状況の報告に移りたいと思います。
事務局の方でお願いいたします。

事務局

私は、都市計画課景観担当の大澤と申します。よろしく申し上げます。

では、豊田市景観基本計画（案）について説明をさせていただきます。

豊田市では、昭和63年に「豊田市都市景観基本計画」を策定し、法律に基づかない自主条例の豊田市都市景観条例などにより、景観形成の推進を図ってきました。

平成15年に国は「美しい国づくり政策大綱」を発表し、美しい風景が失われたのは経済活動を中心に進めたことにも原因があると反省し、平成16年6月、美しい景観は国民共有の財産であるとする「景観法」を制定しました。

本市においては、平成17年に市町村合併により新たな豊田市が誕生しており、これを機に現都市景観基本計画を見直し、新たな景観基本計画を策定することとなりました。

本日は、昨年度の基礎調査を踏まえ、策定を進めてまいりました景観基本計画の骨格・概要をご説明いたします。

まず、景観基本計画の位置づけとしましては、豊田市の総合計画を受け、都市計画マスタープランの下位計画の一つになります。ただし、この景観基本計画の対象とする区域には都市計画区域外も含まれます。

続きましては、景観基本計画の構成について説明いたします。

お手元の資料1ページの左にあります図をごらんください。

ここに図形化した項目が景観基本計画を構成する要素となります。

「景観像」は、将来の豊田市が目指す町をイメージした言葉。

「基本目標」は、目指すべき景観像を達成するために重視すべき視点と、景観形成の基本的方向を示すもの。

「類型別、ゾーン別、骨格別」の景観形成方針は、着目するまとまりごとの方針を示します。

ここまでが目指すべき姿を表現している部分となります。

次に、「重点施策」の項目において、これら目指すべき姿を実現化するために重点的に行うべき事業や施策を提示します。

さらに、景観計画の策定に向けて題して、景観法に基づく制度をどのように策定していくか方向性を提示します。

ここまでが現在策定を進めている「景観基本計画」の構想となっています。

そして、この景観基本計画に沿って景観法に基づく制度の運用を開始し、景観関連事業の推進や市民の皆さまにご協力を得ながら美しい町の実現を推進したいと考えています。

続きまして「本市の景観特性と課題」に移ります。

資料1ページ中央の図をごらんください。

本市の景観構造の特徴は、名鉄 豊田市駅、愛環 新豊田市駅周辺を含む中心市街地を

核にその周りを取り囲む市街地が形成され、南部には田園風景、北部、東部には市の7割近くを占める森林に囲まれていることにあります。

また、国道153号や155号など主要な国道は中心市街地を中心に放射状に伸びています。そして、それらを連結し、市街地を取り囲むように高速道路が環状に整備されています。

さらに、市域を縦断するように矢作川が流れ、豊田市の骨組みの一部となっています。これらが豊田市の景観構造といえます。

続いて、市域全体の特性として、次のような景観が挙げられます。

スクリーンの左上になりますが、市東部では市域の7割を占める森林の緑深い景観が見られます。

左下に移りますと、矢作川は市域を縦断し、上流から下流まで変化に富んだ景観が見られます。

右の上に移りますと、地区計画や建築協定などにより良好な状態が保たれている住宅地の景観も見られます。

右下では、中心市街地では商業系や業務系のビルが集積する景観が広がっています。

続きまして、スクリーンの左上になりますが、こちらは川・公園・緑地・緑道がつながり、良好な景観を形成している地域もあります。

左下として、足助町と常磐町のように市内には歴史的な景観を有する場所が複数あります。

右上ですが、国道248号のように主要な幹線道路には商業地の景観が多く見られます。

最後に、産業都市の象徴ともいえる工業地の景観が市街地や南部地域にも点在しています。

このように豊田市はさまざまな表情を有していることがわかりいただけだと思います。

続きまして、資料の2ページをお開きください。

景観形成の課題につきましては、平成17年度実施の市民アンケート結果、現状調査、景観有識者会議などのご意見を参考にまとめています。

大きくは、中心市街地でのにぎわいや、緑の不足。自然環境の保全、生活空間での潤い、道路や工場地帯での景観創出、歴史的資源の再発見や活用。そして、小さいころからの景観意識向上について、適正化することが課題であるとまとめました。

これら課題を克服し、景観の特性を生かすように目指す景観像を次のように掲げます。

「人と自然と産業が響き合ういちばん美しいまち・豊田」。このフレーズは、市街地における「産業」と、郊外に見られる「自然」とが人を介しながら互いに刺激し合い、美しい豊田市を形成していくことを表現しています。この目指すべき景観像から次の4つの目標を掲げます。

(経済活動の意味を含む「産業」と、雄大で人の心に潤いを与えてくれる「自然」とが「人」の生活の中で共存し、美しい豊田市を実現したいという思いが込められています。さらに、そこに住む人にとっても他との比較においても「いちばん」を目指すという目標を加えています。)

基本目標1、生命をはぐくむ自然景観づくり、

緑と多様な生物をはぐくむ矢作川を軸に都市と山村を結ぶ景観をつくります。

基本目標 2、豊かな心をはぐくむ生活景観づくり。

快適性と安全性を基盤に愛着と誇りが持てる景観をつくります。

基本目標 3、活力を生み出す産業景観づくり。

各種産業が生まれる交流と、にぎわいのある景観をつくります。

基本目標 4、文化を培う歴史景観づくり。

個性ある三河の風土を継承し、歴史と文化の薫り高い景観をつくります。

「自然」「生活」「産業」「歴史」、この4つが目標のキーワードとなります。

資料の3ページをお開きください。

続いて、景観形成の方針の説明に移ります。

まず、類型別の景観形成方針は、「基本目標」を受けて本市の景観を「自然」「生活」「産業」「歴史」の4つの視点で類似の要素ごとにまとめ、それぞれに実効性のある景観形成を進めていくための方針を示します。

この方針においては、4つの類型別に庁内調査でピックアップした既存及び新規の事業を関連づけて明示し、市域全体の秩序ある景観形成の実現を推進します。

続きまして、ゾーン別の系関係性方針は、地域の特性を守り、はぐくむために、この特性に配慮した方針を示します。

ここで示したゾーンは、景観法に基づく景観計画区域になります。

景観法との関連につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

次に、骨格別の景観形成方針では、本市の個性や魅力を高めていくために本市を代表する景観構成要素に関して方針を示します。

ここで示した対象要素は、景観法に基づく景観重要公共施設の候補として、また重点的に景観整備を行う際の核となる要素とします。

ここでは、軸的な要素として河川・道路・鉄道についての方針。次に点的または拠点的な要素として地域の拠点、インター周辺、橋梁とその周辺、公共施設や観光施設、歴史的町並み及び工業地を骨格とします。

続きまして、資料の4ページをお開きください。4番の項目、重点施策についてご説明します。

景観形成の目標や方針に沿った施策、事業を順次実施していくこととは別に、特に重点的に実施していくべき施策を整理して、この具体的な取り組みを示します。

施策の整理は、次の3つの基本的な視点で行います。

一つ目「目に見える効果が期待できるもの」。具体的には、重点地区の整備や屋外公告物の整序となります。

二つ目「市民とのパートナーシップ」。これは、市民活動の支援や景観制度の推進が関連する事業となります。

三つ目に「行政による先導的な景観形成」。すなわち、公共工事による景観形成の推進を指します。特に道路整備、水と緑の整備、公共建築物の整備に関して景観向上を目指します。

この中でも特に重点地区の整備については、市民とのパートナーシップと公共工事を複合させ、総合的に推進を図ることで目に見える効果を実現していきます。

重点地区では、次のような効果が期待できます。

まず、事業等を集中することで良好な景観を早期に実現でき、目に見える効果を示すことが可能です。そして、行く行くはこの重点地区をモデルとして、ほかの地区への見本、参考とすることが可能となります。

この重点地区として、中心市街地、国道248号沿線、足助竹、この3つの地区を指定していきます。

中心市街地は言うまでもなく、「本市の顔」であり、中心市街地活性化基本計画や再開発事業等が集中しており、この機に景観整備を進めるべき地域であると言えます。

国道248号沿線は、市の主要な幹線道路の一つであり、現在、愛知県による拡幅工事に伴い、無電柱化や景観整備も進められつつあります。

さらに、市においては公告景観地区指定がされており、公告と景観整備が既に先進的に実施されています。

足助地区においては合併以前からまちづくりが積極的に推進されており、歴史的な価値や観光的要素としても当市において一つの核と言える区域です。

市内における町並み保存の先進事例として、また当市の重点事業が集中する地区として重点地区にすべき地区と言えます。

では、具体的にどのように推進していくのかを中心市街地より説明いたします。

お手元の資料の5ページ目をごらんください。

中心市街地の目標は、「歩きたくなる緑豊かな美しい街並み」の形成とし、3つの方針で推進します。

1つ目「美しいビスタのある街並みの形成」。

2つ目「美しい緑の回廊のある街並みの形成」。

そして3つ目「風格のある美しい街並みの形成」です。

お手元の資料5ページにあります取り組みや中心市街地活性化基本計画、再開発事業、または公共事業と住民、商店街や事業所の方々と協力して景観形成の推進を図っていきます。

次に、6ページに移らせていただきます。

国道248号沿線におきましては、目標を「クルマから見た豊田の美しい玄関口」の形成とし、1つ目「高質で潤い豊かな道路空間の形成」。

2つ目「秩序ある美しさを備えた沿道空間の形成」。

3つ目「緑の軸線の形成」。

この3点を方針として景観形成を推進していきます。

周景のイメージとしましては、公告規制をより厳しくしたものの場合を写真で示しております。

続きまして7ページ目ですが、足助地区におきましては目標を「緑豊かな自然と中馬の歴史が融合したまち」の形成とします。

方針としましては、1つ目「河川や山並み等の自然景観の保全」。

2つ目「中馬の歴史を感じさせる景観の形成」。

3つ目「香嵐渓の魅力を生かす景観の形成」。

足助地区では、現在、まちづくり交付金事業の検討が行われており、景観施策とも連携を図り、推進していきます。

また、古い町並みにおいては、平成6年から平成15年まで実施された街並み環境整備事業の要綱などを参考にルールづくりを行います。

スクリーンにあります写真は、周景イメージですが、無電柱化や橋梁、舗装の美装化などを行った場合のイメージです。

重点地区の説明としては、以上とさせていただきます。

次に、資料の8ページをごらんください。

ここでは景観計画について説明をさせていただきます。

景観計画とは、景観法第8条に定められた景観行政団体が策定する「良好な景観の形成に関する計画」、すなわち景観法を運用するための計画のことを言います。

景観計画と条例を合わせて制定し、運用することで計画に影響を及ぼす建築物等の建築行為等について届け出や勧告などの一定の規制を行うことができるようになります。

では、景観計画と都市計画審議会の関係はと申しますと、都市計画区域について定める景観計画は市町村の都市計画マスタープランに適合するものでなければならぬため、景観法第9条において都市計画審議会の意見を聞くことが義務づけられております。

景観計画の策定にあたり、その適用範囲となる「景観計画区域」を定めなければなりません。

豊田市においては、景観形成の推進、保全をすべき景観計画区域は市域全域とします。

次に、景観計画区域には景観形成の方針を定めることとなっており、景観特性などにより分割して方針を設けます。

資料8ページの図にありますように、先ほどご説明した4つのゾーンに分け、方針を策定します。

さらに、それぞれのゾーンごとに用途地域での違いをもたせます。

また、この4つのゾーンとは別に「景観まちづくり地区」と「重点地区」を指定します。

ここでいう「景観まちづくり地区」は、現在、地域で景観に関するまちづくりルールを定めている地区を言います。

それぞれの区域は、次のとおりです。

景観計画全体としては、分割した地区ごとに良好な景観の形成に関する方針を整理します。

法で定めることとある「良好な景観形成に関する行為の制限等」の考え方として、景観まちづくり地区では現在、各地区で運用されているルールを継承する予定です。

重点地区では、制限等の基準を可能な限り具体的で、かつ積極的なものとし、景観地区や準景観地区といった厳しい制度による行為制限も検討します。

4つの基本ゾーン（地区）では、比較的緩やかな基準とし、現行の「大規模建築物等の景観届出制度」を見直して移行する予定です。

このように、法定計画では種類の違う複数の指定を行い、きめの細かい景観形成の推進を図っていきます。

最後に、資料9ページのスケジュールをごらんください。

本日、今までまとめてまいりました景観基本計画の経過、概要を説明いたしましたが、計画策定は都市計画マスタープランと同様、平成19年度の公表を予定しております。

本基本計画と法定計画である景観計画の案がまとまりましたらご意見をお伺いいたしま

すので、よろしくお願いいいたします。

では、景観基本計画についての説明は以上で終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○伊豆原会長

ありがとうございました。

今、ご説明がありましたように基本計画を策定するに当たって、都計審の皆さんからご意見をいただくことと、こういうことになっております。現在、この景観基本計画(案)の策定に向かって、ここまで検討されましたということでございますので、どこからでも結構でございます。ご質問なり、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

甲村委員

今、豊田市には、まだまだ農地といいますか、田園風景があるわけなんです、今ここに示されております南部のゾーン、このあたりはいわゆる工業の進出によりまして産業用地として、今、流通のいろいろな産業が来て、幹線道路の脇とか、あるいは一番優良な田園を感じるところに工場が連立しておりますし、また将来的にも業者がいろいろと・・・のようにして、今、進出しているのがこのあたりなんです。

しかし今、この地区には既に道路の渋滞も始まっておりますし、今後ますますそれが心配されるわけで、こうしたゾーンの将来の希望といいますか、ここに、3ページにありますけど、こういったものはなくなるのではないかと非常に心配に思っているわけなんです。

広々とした工場の中での、工場を考えるには田園というものも余りその中に保存というような言葉もないわけなんです、景観の中で、この、ある風景というのは大事なものでなかろうかと、そんなふうに思います。ある程度、注意して考えてほしいなと、そんなふうに考えております。

○伊豆原会長

はい、ありがとうございます。

何か事務局の方でいかがですか。これはご意見としてお伺い、承っておくということでもよろしいですかね。

事務局

確かに南部の方、ほ場整備も済んでおりますし、良好な田園風景が広がってきております。ただ、この数年、やはりトヨタ自動車の好調な生産を維持するために運送会社等が進出をしてきまして、それも大規模ではなくて2ヘクタール未満で、許可が取りやすいような状況で多くの運送会社がふえてきて、景観上、余り好ましいとは言えない状況であります。しかし産業活動も重要な一つの豊田市の資源ということもありますので、その辺の調和がどうとれるのか。こういう景観法である程度縛っていけるのかということが、一つ大きな課題だろうと。

北東部については、なかなかそれを切ってしまうような話は難しいのですが、工場の立

地も少ない。南部方面については、工場の立地も多い。特に豊田市の南の方に多くの工場もあるということで、どうしてもそちらの方に運送会社の目が向くということで、今後、田園景観と建物の景観が、どういうふうにできるかというのは今後も課題で、またこの中でもこれから1年、協議をしていきますけども、そのあたりも何とかするような形で考えていきたいと思っております。

○伊豆原会長

はい、ありがとうございました。

甲村委員の方の、多分、農業委員会でもいろんなところでご苦労をいただいているんだと思いますが、そこらあたりも含めて一緒にご議論いただけるとよろしいかと思えます。

ほかに何か、はい、どうぞ。

河木委員

今、重点地区を3地区ほど決められたというふうな、決めたいというご希望をいただいとるわけですが、この中でやっぱり豊田市の特性から言いましても、やっぱり工場と住宅が今一緒になって存在している。

例えば、衣ヶ原地域とか鴻ノ巣地域みたいなところがあるわけでありまして、ぜひ工場とそういう商業施設から住宅から全部一緒になって、そういう地域も何か重点地区みたいな形で取り上げていただいて、その部分で工業とそのほかの人たち、つまりそういうのがうまく景観的にマッチするとか、そんなのもぜひ考えていただく必要があるんじゃないかなと思うんですけれども。

今、これを見ますと歴史、そういった環境のところの足助、それと中心市街地、国道248地区という、どうしても商業の部分が中心になってるわけでありまして、やっぱりものづくりのまち・豊田だというふうにおっしゃるなら、やっぱり工場地域の景観というのをもひとつ重点地区に入れられるべきではないのかなという気がしますが、いかがでございますでしょうか。

事務局

ひとつ、この重点地区を3地区選んだという背景には、一つは四、五年の間に皆様に成果として見える景観形成という形の中で3候補を挙げております。

河木委員の言われるような地区につきましては、数年でなかなか見えてこない部分が非常に大きいと。これは、都市計画の用途の話にも連動してきますんで、その部分を踏まえて当然いろんな意識は持っておりますけども、なかなか今のところいい手だてがないというのも現実でございます。

ですから、今、候補に挙げた3つの重点地区、それをまずきっちり行いまして、その後の重点という形、これは重点3つで終わりなわけではないものですから、今後これが終われば次のところというような形で進んでいくつもりでおりますんで、課題として認識しておりますんで、ただ時間がちょっと、なかなか難しいなという感じは持っておりますんで、次の時の重点項目という形では何とか考えていきたいと思っております。

○伊豆原会長

よろしいですか。

河木委員

はい、結構です。

○伊豆原会長

はい、では、ぜひ次のステップのところでお考えいただくということにしたいと思えます。

ほかにございますか。

亀井委員

私も豊田に40年近く住んで、せっかくトヨタ自動車の工場見学に年間何万人というか、何百万人が来る、全国、世界から。サッカー場もできて、イベントのときには、わあっと来る。

だけど、終わったら、さっと帰っちゃう。豊田市に降りてくれないんですね。私たち、どこかへ行ったときには、もっと見たいと思う都市がいっぱいあります。二泊も三泊もしたくなる。

もう一つの問題は、我々、昭和40年代前後に全国から働きに来た連中が自分の両親、郷里に置いてきてるんですが、そろそろ呼ばないと年寄りだけの一人住まいでいかん。こっちに呼びたい。ところが年寄りが言うには、住みにくい田舎だと言うんですね。車がないと生活できない。何か、車との共存ということに甘えて公共交通機関も何だかバスが1時間に遠い停留所まで行って、やっと1本か2本。いつやめになるかわからん。

わあっと来る、せっかくの人たちを迎え入れる魅力、それから年寄りが住みやすい、田舎じゃない便利さ。一つの例で大変申しわけないんですけど、年寄りはやっぱり、あるところに行ったらいろんな用足しをしたいんですね。いわゆるコンパクトシティみたいなイメージで。

ところが、肝心の加茂病院はあっちへ行っちゃった。若者が車で来るトヨタスタジアムは都心部にある。何だかおかしい感じが最近するんです。もう少し、肝心の中央ゾーンのイメージづくりというのを将来だんだん、みんな年をとって、住んでる人さえ住みづらいことになったらいかんのです。車でないと動けないようなことでは、いけないんです。そういう中央ゾーンを中心とした生活の便利さと外部の人へ訴える魅力、そういうものを備えてほしいなと思うんですよね。

ちょっと、ぐちになりますけども、このゾーンの解決で果たしてそれに近づけるのかなと。景観だけじゃないですよ。自分の両親を呼んで住ませれるか。外部から集まってくる人をもうちょっと滞留させて魅力をアピールできる町になるのか。そこら辺が課題ではないかなと思うんです。

○伊豆原会長

多分、まちづくりのあたりのところですね。

何か事務局でご発言をお願いします。

事務局

ありがとうございます。私どももそういうことをいろいろ考えておりまして、そういう意見も皆さんからいろいろ聞いております。

豊田市は、合併により大きくなった歴史があるものですから、どちらかという多極分散でざっと広がっちゃったというところがあります。その反省も含めて、今、都市構造をどういうふうにするかということは今、第7次総合計画もつくっています。先ほどの地域核をどうするのかという話でしたが、すべて中心市街地に出てこないという生活ができないという話が、逆にこれは本末転倒だと思ひまして、それぞれの地域で足助、下山、稲武、それから例えば豊南だとか高岡だとか、いろんなところでもそれぞれ日ごろの生活は、そこでちゃんと生活ができるんだというような土地利用なり、まちづくりをしていくことが豊田の歴史というんですか、発展の歴史を踏まえて正しい道じゃないか、ということで都市構造も今、そういう地域を、地域核というんですかね、その地域である程度まとまりを持ってやらなければいけないのではないかと。中心市街地は中心市街地で、それなりにいろんな文化施設だとか、全市的にどうしてもそこになければいけないような、例えば美術館だとかコンサートホールもここにありますが、そういうちょっと文化的な、そういうものについては、ぜひ中心市街地に出てきてもらって、そういう文化的なことを協議してもらおうというような、そういうすみ分けをしていくようなことを考えています。亀井委員がおっしゃるように、まだまだそういう努力は足りないと思ひますので、今後それに向けて土地利用計画をしっかりと、総合計画の中でも都市計画マスタープランの中でも立てて、やっていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○伊豆原会長

はい、よろしいでしょうか、今の話で。方針的な話と思ひますが、亀井委員、まだ何かお話があればどうぞ。

亀井委員

例えば飲食店街、大体全国の主要なところへ行くと、あそこのゾーンに行くとも何でも何か食えるぞと。あるいは、何か買い物できるぞというゾーンがあるわけですね。豊田市は、ないんですよ、どこに行けば。結局、行く店を決めて、そこに行かないと用が足せない。周りを見ると何も無い。そこが何かちょっとまちづくりとして下手くそじゃないかなと。

スーパーマーケットに行くのは人が多くて、中心部には来ない。車がないと用が足せないというあたりが、一つ問題じゃないかなと。

飲食店街、土産物店、飲み屋街、そういうのがどこの町でもありますよね。

甲村委員

豊田の町は魅力がないよと、例えば住宅のあるところには飲食街があるという。そこにはパチンコ屋と、それから都心にもJRの駅が一つもないんだよと。だから、人が寄って来ないと。今言われたように両親を呼ぶとか、そういったことができないんだよというよう

なことが書いてありました。なるほどなと私も思いましたが、どこへ行っても同じようなもんが核にあるだけで、今の文化的なにおいが全然ないということが出ておりましたが、言っておりましたが、そうだなと、そんなふうに思ったわけです。

○伊豆原会長

はい、ありがとうございます。

今のお話で、事務局の方で何かございますか。

事務局

今、亀井委員の言われることは確かに今までの中心市街地、今まであった店舗が撤退していってしまっていると。これ、一つは中心市街地を面的に整備したということがないものですから、道路単体で整備していきますと、どうしても道路にある店舗は道路用地でかかれれば移転してしまうというようなことがあって、店舗が相当減ってきました。

ただ、今、南街区の再開発事業を進めております。4月の末には飲食店、あるいは物販にしても相当たくさんオープンしてまいります。やはり徐々にではありますけども、中心市街地に人が戻ってきておりますし、お住まいの方もふえてきております。

豊田の中心市街地の魅力というのは、これからできていくのかなと思います。特に何とか街というのはないんですけども、中心市街地、特に今、飲食店というのは相当な数、ふえてきております。この一、二年で何十軒という単位でふえてきておりますんで、徐々にですが皆さんもお見えになっていると。

ですから、再開発事業が4月の終わりごろオープンしますんで、そのときにはまた魅力ある一つの飲食店街、あるいは買い物できるショッピングモール街ができるんじゃないかなという期待はしております。ですから、景観の方もそれに合わせて整備をして、人が集まって楽しい、安心して歩け、夏になれば夕涼みが、日差しを避ける木がある、ベンチがあるというような町をつかっていきたいということで先ほどの重点項目の一つに中心市街地ということで上げてあるわけです。

○伊豆原会長

はい、ありがとうございます。

これは私も実は自動車産業とまちづくりというので、都市計画学会のレポートに書かせていただいたテーマなんです。

やはり今、課長、亀井委員、甲村委員もおっしゃいましたようにモータリゼーションが我が国で始まったのが昭和40年ぐらいからです。

豊田市が膨張していくのが、やっぱりその時代だったんですね。そうすると、人口の伸び率は倍々ゲームの形で10%以上ずつ毎年伸びてしまう。とすると、実は道路や下水とかの基盤だけではなくて、その次に来たのは、実は子どもの増加とか、すぐには見えないような皆さんの生活の部分でどんどん拡大したという部分がありましたですね。

ですから、中心市街地とか、そういった部分に皆さんの気持ちといいますか、目がなかなか向かわなかったんだらと思うのですね。ようやく、このごろ中心市街地の再開発ができて、大分人がふえました。皆さんウイークデーを見ていただくと、どうでしょう。数

年前の中心市街地では、ウィークデーで人が歩いているのは、大変申しわけありませんが、お年寄りの方が何人かお見えになるぐらいで、あとは百貨店の中でとか、大きな商店の中で動いてみえるというのがほとんどだったのですが、このごろ非常にたくさんの方が街中へ出てきていただいているように思います。

そういう意味で、これから私はこの街がどうこの中心市街地をつくっていくかによって、今、亀井委員がおっしゃったように魅力というものについて、これからお考えいただくことがすごくたくさんあるのではないかなという気がいたします。ぜひこちら辺をですね、亀井委員おっしゃっていただいたように、人が来てもすぐ帰ってしまうのではなくて、一度豊田の街中へ行ってみようかというようなこととか、それからふるさとのご両親がお見えになったときも、こんないいところがあるのだよというようなところが見えるようなまちづくりについて、ぜひこの審議会の中でもご意見をいただけるとよろしいのではと思います。ぜひ、この景観だけではなくてですね、景観はまちづくりの手段の一つですので、ぜひそういうお話をしていただけるとありがたいと思います。ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

天野委員

先ほど、ずっと都市景観の基本計画をつくるよってということで説明を受けておるとですね、非常に都市景観というのにはお金がかかるよっていう部分があるよかと思うんです。248号線なんかきれいになって、電線の地中化と歩道を設置するだけで1個のところをつくるだけでも6,000万円も1億円もというお金を集中的に入れて、やって、あれなんですよね。

お金がかかるよって部分、そういう部分で僕は山林は山林なりに、田園は田園なりに、工場なんかは僕は3割の緑化をきちんとやられて、景観としては、きちんとできている部分じゃないかというふうに思うんですね。

そういう点では道路なんか管理、いわゆる地主さんがきちんと責任を持つよって部分を明確化するよっていうんですかね、そういうことが義務づけをされないよって少しも、都市景観なんていうのは言うよってだけで、金かけるよってだけで少しもよっていかんよっていうふうに思いますよって、そういう部分で効率的に責任を持たせよってか義務づけよっていうことが、できるよってのかできないよってのか。それがきちんとしなよってたら、都市景観なんか余り金かけてやるよってことじゃ、僕はなよってと思う。責任を地主が、きっちり責任持つよっていうね。

1軒の家でもそうだよって思うんです。周囲がきれいにしてあるお家とですね、草ぼうぼうのよってようなところもあよってますよって、そこら辺のところはきちんと自分のところは自分で守よっていただよってけるよって部分をはっきりと責任と義務よってような部分がですね、法律的に縛よってちゃうよってか。

事務局

今の委員のお話なんですけれども、景観法という法律ができましたよっていう話をさせていただよっておるよってんですが、その中に景観重要公共施設よってものの指定よってものがございよってます。道路だよってか河川だよってか公園だよってか、そうよっていったものよってついて例えば道路管理者と計画的に、このよってような景観を持った道路にしていよってきましょうよってという、当然、協議して合意を

得た後に指定という形にはなるんですけども、そういった制度もございます。ここの3ページに書いてありますが、3ページの(3)骨格別の景観形成方針、道路はこのような道路をですね、将来的に景観重要道路と指定していきたいという、そういった内容で書かせていただいています。ただし、国だとか愛知県さんが嫌だと言われると非常に困るんですけども。

○伊豆原会長

はい、ありがとうございました。

今、少し補足しますが、ある程度個人的なところについては、条例では整理できると思いますけども、今、天野委員のおっしゃったように、やはりこういうところは、ある意味、地主さんのモラルといいですか、そういったものに期待をしていくということが、かなりあるわけですね。

ですから、逆に言うと、その地主さんたちなり、その地域の人たちが、いいものをつくろうとか、きれいなもの、きれいというのは色がきれいとかそういうことだけじゃなくて、そういった気持ちを皆さんが持っていていただけるような仕組みといいですか、そういった形に誘導していくということが非常に大切だと思うのですね。

今おっしゃったように責任や義務づけというのは、ある意味で条例等で縛っていくといえますか、決めるというのは可能な面がありますけれど、余りそこを縛ってしまうと、今度はギシギシして住みにくい、逆にゆとりのないような形になりかねませんので、そこらあたりは両方うまくですね、ぜひその地域の中で、こういう要素が大切なんだということを皆さんにご理解いただけるような、またみんなで話し合っていけるような仕組みなり、をつくっていくというのが大切ではないかという気がいたします。

おっしゃったように、義務づけとか責任の部分は法的に何とかするということ、かなり厳しい面がありますね。個人の部分にそういうのは難しいかと思いますが、今のお話の施設についてはそういうことも可能だろうということですね。

はい、ほかに。

松井委員

今、ご存じのようにまちづくり三法、中心市街地活性化という中で、まちづくり交付金なんかも非常に拡充されてきておる。ただ、今、豊田市の駅前も見ましても、まだINGの状況でございまして、せっかくそういう、今の流れの中ですから、やはり面整備も踏まえた今の北街区も含めて、やはりそこら辺のところもそういう流れでありますので、なるべく早い目にそういう整備もやっていられるといいかなというふうに思っておる次第であります。

そうすると、夜間人口やら、いろんな居住人口やら、あるいは今、オフィスなり、いろんなものが整備されていけば、おのずから、またまちづくり、町が活性化していくのかなというふうに思っておる次第であります。

それからあと、歴史景観とかっていうものが、なかなか豊田市いろいろ点在しておるわけなんですけど、その辺のやはり連携というんですかね、観光も含めた連携も踏まえて、それから、よくそれぞれの地域へ行きますと景観法に伴って市民との、やはりパートナーシ

ップというんですか、共働によるそういう景観づくりというのがかなり成功している事例もあるようでございます。ぜひ、そんな形で豊田市内のいわゆる地域間やら、いろんな形の、わくわく事業を通じたり、そういうものも起こしつつ、今、形成されつつあるわけなんですけど、ぜひそういうところももっともっと、やはり活用して、そんな特色ある独自のまちづくりみたいなものが、これから整備されていくとおもしろい、魅力のある町になるのかなというふうに思っておる次第であります。意見としておきます。

○伊豆原会長

はい、ありがとうございます。

ぜひ、今のお話は、ご意見として大変いいご意見をいただきました。ありがとうございます。

ほかに何かございませんでしょうか。皆さん、まだご発言いただいてない方で、ぜひこういうことを、景観法とか、景観の基本計画に限らず、ここはご意見をいただければと思います。

成瀬委員

中心市街地ですけど、私が実は昭和40年代にこの駅前の通りを歩いたときは、もっと人通りがあったわけですね。それで、何年か後に来て、ああ人通りが少なくなっちゃったなというふうに感じましてね。ぜひとも、やはりあのにぎわいを少し取り戻してほしいなと思ってるわけです。

で、やはり一つには、若者を引きつけなきゃいかんということですね。私の住んでるところは、ちょうど名古屋市の真ん中なんですけど、東急ハンズとか、それからハンズができた時に物すごく人の流れが変わったんですね。だから、何かそういうものを、施設を呼び寄せるような形で、今の状況だと、「そこではちょっとやれないよ」とか言われるかもわかりませんが、何か核となるようなものをポンポンとですね、若者が寄りそうなものをやはり、少し計画していただいて、そこを核として流れをつくって、にぎわいを取り戻していくというような形も必要だと思います。

それから、実は昼間と夜間のしぼりが豊田市だけで言っちゃあいかなのですが、豊田市は昼間が9時までなんです。午後9時までなんです。ほかのところは、10時までなんです。昼間がですね。そういう1時間のずれがありまして、例えばスーパーが、出たいというときに、そのしぼりがあるもんですから少し時間が難しくなるということもあります。それが10時がいいか9時がいいかというのは、何はやはり意味があってそうされたわけですから、よく考えていただいて、何かその辺を、この方がいいんだということで続けられるか、あるいは10時までならいいんじゃないかというような形で、そういうふうにあわせられるか。何かそういうことも一つの、人が行動する一つのしぼりになってるんじゃないかなという気がしますので、お考えいただきたいというふうに思います。

○伊豆原会長

ただいまのお話は私も大変いいと、これは私が申し上げていいのかわかりませんが、いつも私たちは昼間のこと、今、委員は夜のお話をされましたが、私たちは昼間のことばっ

かり考えてしまうのですが、夜の景観とかですね、そういうものも要ると思うのですね。若者だけではなくて、やっぱりそこに住んだり、またこの町へ来たときに、夜の街がどう見えるか。何もキンキラキンで飾るとか、そういう意味ではなくてですね、やはりその街の特色みたいなのが昼間と夜と両方要ると思いますね。

今のお話は、そういうお話だろうと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

ほかにございませんか。そろそろ時間も迫ってきておりますが、何かここで、ぜひ言っておきたいというご意見はございませんか。

はい、どうぞ。

船木委員

屋外の広告物の適正化というふうのがありますけども、言ってみれば看板というんですか、その出す側と、それから見る側というんですかね。出す方、期待する方というか、それから見る側にしてみると必要か必要でないというのは当然あるんですけども、その辺の考え方というんですか、例えばあんまり見たくないようなそういう看板が結構あるとかね。あるいは、お店の場合は当然、店のアピールとか、あるいは利用者側も当然必要としているわけですけども、その辺の規制とかっていうのは、個人的なこともありますので難しい面はあると思うんですけども、何か基本的なそういう考え方というんですかね。

あるいは、ある面で規制、その考えのもとで規制できるかどうかというんですか、そのあたり。

○伊豆原会長

屋外広告物のご質問ですね。

事務局

屋外広告物につきましては、屋外広告物法という法律がございまして、その下に豊田市でありますと屋外広告物条例という条例が定められております。その中で規制するのは、基本的には大きさと、それから色までは規制しておりますが、内容についてとやかくというものはほとんど言っておりません。

それから、出していいところ、悪いところという規制までですね。デザインについては、特に規制をしておりませんので、望ましい、こういった形にしてくださいというガイドラインはつくっておりますけれども、ちょっとお願いになります。

○伊豆原会長

よろしいでしょうか。豊田市には条例がありますので、条例違反とか、そういうところは規制が可能ですね。ただし、ほかのことについては、今、ご説明があったようにお願いになりますね。

事務局

基本的には豊田市全域が規制がかかっているエリアにはなっております。ただし、比較的小さいものについては許可も要らないよという、そんな条例です。

○伊豆原会長

よろしいでしょうか。また一度、広告物条例を一度事務局から船木委員だけでなく皆さんにもご説明していただけるとよろしいかと思えます。

事務局

はい、わかりました。また、何かの会に皆さんに。

○伊豆原会長

はい、どうぞ。

亀井委員

まあ、町全体を条例で縛る、これはヨーロッパなんかでは徹底的にそれをやっているところもありますね。でも、さっきのお話で例えば足助は、こんな街並みにしようよとかいうような、ある限られたゾーンについては、もっと色だとか、高さだとか内容について、きちんとした提示をするというふうに場所を決めてやるぐらいのことはやってもいいんじゃないかなと思うんですけど。せっかく、こういうふうに町の特色を出そうとするわけですから。

事務局

それは委員のおっしゃるとおりでございまして、最低限のものは、とても大きいものがポンポンと出てきた場合は景観に与える影響が大きいもんですから、そういうものについては指導助言をしましょうという仕組みとですね。それから、この地域はこの地域らしい特徴を出していきましょうという、その地域独自の取り組みの二本立てでいきたいと。この基本計画の中でもうたっていますので、そういう方針で進めてまいります。

○伊豆原会長

はい、ありがとうございます。大変いいご意見をいただきました。
ほかにございませんか。

事務局

景観基本計画じゃなくて、先ほどの都市マスで成瀬委員からアンケートの内容についてどういう状況なのかというご質問がありましたので、ちょっとお答えをこの場でさせていただきます。

配布数は250票を配布しております。それは、旧豊田のそれぞれの中学校区と同じでございます。

それから、回収の数は104票返ってまいりまして、回収率は41.6%です。旧豊田市内の平均が42.9%ですので、ほぼ同じ程度、返ってまいったということでございます。

それから、回答の年代構成を見ますと、20歳以上の成人から、ほぼ満遍なく回答は得ることができましたけれども、10歳ごとの年齢構成を見ますと20代が少なく50代

の壮年層がやや多い傾向にあります。

それから、藤岡町の字、豊田市の町ごと、旧藤岡町の町ごとの構成を見ますと、配った母集団とほぼ同じような割合で回答が返ってきています。西中山の新興住宅地、そちらの方がやはり回答数がちょっと多いんですけども、ほぼその母集団に合った回答が返ってきておるということでございます。

あとですね、特色的なことは回答者の全員が持ち家の戸建て住宅に住んでおりまして、それが旧豊田とは大きく違う属性だということでございます。

それから、回答の内容については、やはり道路の整備についての要望が満遍なく回答欄の方に多かったということでございます。

以上でございます。

○伊豆原会長

はい、ありがとうございました。先ほどのご質問に対してのお答えでした。

では、ほかにございませんでしょうか。

それでは、ご議論いただいて、大変いろいろなご意見をいただきまして、ありがとうございます。今日は、ご報告ですので、このご意見をぜひマスタープランの策定委員会、それから景観基本計画の策定委員会の方で生かしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、私はここまでにいたしまして、事務局の方にお返しいたします。

4 閉会の言葉

○司会

はい、伊豆原会長、どうもありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を都市整備部調整監の吉橋より申し上げます。

○吉橋都市整備部調整監

都市整備部の吉橋です。

きょうは、委員の皆様方におかれましては、非常に長時間にわたってご審議していただきまして、ほんとうにありがとうございました。

今までの話の中にも出ておりましたけども、平成17年の合併を機に第7次総合計画が動き出しております。この7次総合計画にあわせて、きょう審議をしていただいた都市マスタープラン、それから景観基本計画、これ以外にも同時進行でたくさんの計画が動いております。

例えば、観光だとか、それから公共交通基本計画だとか、そのほか100年の森づくり条例だとか、いろんな計画がたくさん動いております。

きょういただいた皆様のご意見については、きょうご審議いただいたこの2つの計画だけじゃなくて、そういったほかの計画にも反映していけるところについては参考にさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、これもちまして18年度第2回目の豊田市都市計画審議会を閉会とさせて

いただきます。

どうもありがとうございました。

5 その他

司会

最後に、また会議録の件ですね、会議録の方、もと原稿ができましたらお配りさせていただきますので、その際には不適切な表現は多分ないと思いますが、などがございましたら事務局の方にお知らせください。

本日は、どうもありがとうございました。

(閉会時間 午後 時 分)

会議録署名者 議 長 _____ 印

委員 1 _____ 印

委員 2 _____ 印